

住民票上の住所は自主的避難等対象区域（いわき市）にあったものの、原発事故当時、生活の大半を緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）所在の娘宅で過ごしていた申立人について、生活状況等を考慮して、中間指針第五次追補の目安額の30分の26に相当する43万3334円の生活基盤変容による精神的損害の賠償が認められた事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目：生活基盤変容による精神的損害（第五次追補第2の2）

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目についての和解金として、金43万3334円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金については、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年8月23日